

公立大学法人富山県立大学第 2 期中期計画の一部変更について

1 趣 旨

公立大学法人富山県立大学第 2 期中期目標の一部変更に伴い、本学第 2 期中期計画を変更するもの。

(主な内容)

- ・令和 7 年 4 月の大学院看護学研究科博士後期課程開設

公立大学法人は、中期計画を変更しようとするときは、地方独立行政法人法第 26 条第 1 項後段の規定により知事の認可を受けなければならない。知事は、同項の認可をしようとするときは、同法第 78 条第 4 項の規定により、評価委員会の意見を聴かななければならない。

2 概 要 ※詳細は、別添新旧対照表のとおり

第 2 期中期目標の一部変更 (案)			第 2 期中期計画の一部変更 (案)
中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 2 教育研究上の基本組織 (2) 大学院			第 8 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 ・ <u>看護学研究科博士後期課程設置に伴う予算、収支計画、資金計画の一部変更(令和 7 年度～令和 8 年度)</u>
研究科	専 攻	課 程	
工学研究科	機械システム工学専攻	博士課程 (前期)	
	知能ロボット工学科	博士課程 (前期)	
	電子・情報工学専攻	博士課程 (前期)	
	環境・社会基盤工学専攻	博士課程 (前期)	
	生物・医薬品工学専攻	博士課程 (前期)	
	総合工学専攻	博士課程 (後期)	
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	
		博士課程 (前期)	
		博士課程 (後期)	